

会津若松市防災ラジオの無償貸与に関する要綱

(令和8年6月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時に市から発信する気象情報や避難情報などの緊急情報を直ちに受信することができる会津若松市防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）を無償で貸与（以下「無償貸与」という。）することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急情報

地震、風水害その他の災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、市が発信する気象情報や避難情報などをいう。

(2) 防災ラジオ

株式会社エフエム会津が運営するFM愛'S（周波数76.2メガヘルツ）を受信することが可能であり、かつ、市から発信される緊急割込放送による自動起動機能を備えたラジオ（付属品として、ACアダプターや外部アンテナ等の接続機器類を含む。）をいう。

(3) 無償貸与

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年会津若松市条例第19号）第7条の規定により、市が防災ラジオを無償で貸し付けることをいう。

(対象者等)

第3条 防災ラジオの無償貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 市内に住所を有し、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき指定される洪水浸水想定区域、若しくは、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき指定される土砂災害警戒区域等又はそのいずれもの区域内に居住している世帯の代表者

(2) 世帯員全員がモバイル端末（携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末等）を所有していない世帯の代表者

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認める者に対し防災ラジオを無償貸与することができる。

3 防災ラジオの無償貸与は1台とする。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(申込み及び決定)

第4条 防災ラジオの無償貸与を希望する者（以下「申込者」という。）は、会津若松市防災ラジオ無償貸与申込書（以下「申込書」という。）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、無償貸与の可否を決定し、会津若松市防災ラジオ無償貸与通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(貸与)

第5条 市長は、前条第2項の規定により無償貸与を決定したときは、速やかに申込者に対し防災ラジオを貸与するものとする。

2 外部アンテナの設置は、市で行うものとする。

3 防災ラジオの無償貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、申込書の受領確認書に署名するものとする。

（変更届）

第6条 被貸与者は、申込書の内容に変更があったときは、速やかに会津若松市防災ラジオ無償貸与変更届（第3号様式）を市長へ提出しなければならない。

（返却）

第7条 被貸与者は、対象者の要件を満たさなくなったとき又は防災ラジオの貸与を必要としなくなったときは、速やかに会津若松市防災ラジオ返却届（第4号様式）を市長に提出し、防災ラジオを市へ返却しなければならない。

2 市長は、被貸与者に対し、次のいずれかに該当するときは、防災ラジオを返却させることができる。

（1）第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）この要綱に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段により無償貸与を受けたとき。

（4）その他市長が必要と認めたとき。

3 外部アンテナの撤去は、市で行うものとする。ただし、防災ラジオの返却の事由が、前項第2号若しくは第3号に該当、又は被貸与者の重大な過失によるものであるときは、外部アンテナの撤去は、被貸与者が行うものとする。

（譲渡・転売の禁止）

第8条 被貸与者は、防災ラジオを他に譲渡又は転売してはならない。

（維持管理等）

第9条 被貸与者は、防災ラジオを自己の責任をもって適切に管理するものとし、不具合等の異常を発見したときや、紛失したときは速やかに市に報告しなければならない。

2 次に掲げる経費は、被貸与者が負担するものとする。

（1）防災ラジオの使用に係る電気料及び電池の交換に要する費用

（2）故意による故障や損傷の場合の修理費用

（3）故意による紛失や廃棄の場合の防災ラジオの実費

（4）その他防災ラジオの維持管理等に要する費用

3 前項の規定に関わらず、防災ラジオの故障や損傷又は紛失や廃棄が被貸与者の故意によるものでなく、やむを得ない事情があったと市長が認めたときは、防災ラジオの修理や交換を市が行うものとする。

（損害賠償責任）

第10条 市長は、防災ラジオの使用により生じた事故等に関する一切の損害に対して、その責めを負わない。

（管理台帳）

第11条 市長は、防災ラジオを適切に管理するため、会津若松市防災ラジオ管理台帳（第5号様式）を整備するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第2号様式（第4条関係）

会津若松市防災ラジオ無償貸与通知書

年 月 日

様

会津若松市長

会津若松市防災ラジオの無償貸与に関する要綱第4条の規定により、防災ラジオの貸与を 承認・不承認 したので通知する。

記

1 被貸与者

住 所	会津若松市
氏 名	

2 貸与の条件

- (1) 防災ラジオの使用に係る電気料や電池の交換に要する費用、故意による故障や損傷等の場合の修理費用など、維持管理等に要する費用は、被貸与者の負担となること。
- (2) 住所が変わった場合や世帯の代表者に変更があった際は、速やかに市へ報告すること。
- (3) 無償貸与の対象とならなくなった場合は、速やかに防災ラジオを市へ返却すること。
- (4) 防災ラジオを他へ譲渡・転売しないこと。
- (5) 防災ラジオ本体のアンテナでは受信強度が微弱な場合、自宅の壁面又は敷地への外部アンテナの設置を了承すること。
- (6) 防災ラジオの誤った使用による事故等に対して、市は一切の責任を負わない。

（事務担当：市民部 危機管理課 消防防災グループ ○○ 電話○○-○○○○）

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

会津若松市長 あて

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（代理の場合申込者との関係： _____）

会津若松市防災ラジオ無償貸与変更届

会津若松市防災ラジオの無償貸与の状況に変更があったので、会津若松市防災ラジオの無償貸与に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

被貸与者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ ※申請者と被貸与者が異なる場合は以下を記入	
	住 所	会津若松市
	氏 名	
	電 話 番 号	
変更事由	該当する <input type="checkbox"/> にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 1 市内で転居し住所が変更となったため （新たな住所： _____） <input type="checkbox"/> 2 世帯の代表者に変更があったため （新たな代表者： _____） <input type="checkbox"/> 3 その他 （ _____）	
防災ラジオの 管理番号		

（市使用欄）※以下は記入しない

<input type="checkbox"/> 変更事由の確認	<input type="checkbox"/> 地区変更の確認
<input type="checkbox"/> データ登録	（担当者： _____）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

会津若松市長 あて

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（代理の場合申込者との関係： _____）

会津若松市防災ラジオ返却届

会津若松市防災ラジオの返却を希望するので、会津若松市防災ラジオの無償貸与に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

被貸与者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ ※申請者と被貸与者が異なる場合は以下を記入	
	住 所	会津若松市
	氏 名	
	電 話 番 号	
返却事由	該当する <input type="checkbox"/> にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 1 市外へ転出したため <input type="checkbox"/> 2 世帯員が携帯電話やスマートフォン等を所有したため <input type="checkbox"/> 3 世帯の代表者の死亡、世帯の解散等のため <input type="checkbox"/> 4 防災ラジオの故障、紛失等のため <input type="checkbox"/> 5 防災ラジオを利用しなくなったため <input type="checkbox"/> 6 その他 (_____)	
防災ラジオの管理番号		

（市使用欄）※以下は記入しない

<input type="checkbox"/> 返却物の状態確認	<input type="checkbox"/> 返却事由の確認
<input type="checkbox"/> データ登録	（担当者： _____）

